

群馬県立女子大学 ESCO 設備維持管理業務委託契約書（案）

群馬県公立大学法人 理事長 ○○○○（以下「甲」という。）と○○○○ ○○○○
○○○（以下「乙」という。）とは、群馬県立女子大学 ESCO 設備維持管理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、群馬県立女子大学 ESCO 設備維持管理業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金○○○○円とする。（うち消費税及び地方消費税の額は、○○○○円）

（完了報告及び検査）

第4条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに委託業務の実績について検査を行わなければならない。

（委託料の支払）

第5条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、委託料請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに乙に対して委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払いは、委託期間終了後の一括払いとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の処理方法）

第7条 乙は、委託業務が別に定める群馬県立女子大学 ESCO 設備維持管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に適合するものであると確認する。

(従事者)

第8条 乙は、従事者の健康、身元、風紀、衛生及び作業規律の維持について一切の責任を負わなければならない。

2 甲は、乙の従事者が業務委託の実施中に受けた障害については、責任を負わないものとする。ただし、甲の責任に帰するものについてはこの限りではない。

3 甲は、乙の従事者について、著しく不相当と認められるものがあつたときは、乙に対してその理由を明示して、その変更措置を講ずるよう求めることができる。

(資材)

第9条 委託業務に使用する用具及び消耗品は、使用前に甲の検査を受けたものでなければならない。

(施設、設備等の使用)

第10条 乙は、委託業務実施にあたり、甲の指定により甲の建物および施設設備を利用することができる。

2 委託業務を実施するために使用する機器、電気、水道等の費用は甲が負担する。ただし、乙はこれらの使用に当たっては節電、節水に十分配慮し、省エネルギー、省資源にとめなければならない。

(臨機の措置)

第11条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第12条 甲は、乙の委託業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約の履行に関して知り得た甲の業務上の秘密を、本契約の委託期間のみならず、その終了後も第三者に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。

(業務内容の変更等)

第 15 条 甲は、必要があると認めるときは書面をもって乙に通知し、委託業務内容を変更、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(甲の契約解除権)

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (4) 乙は甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。
- (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(乙の契約解除権)

第 17 条 乙は、甲がこの契約に違反したことにより委託業務の遂行が不可能になったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定による本契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する委託料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除権)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第 85 条第 1 号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。
- 4 第 16 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第 19 条 乙が、第 16 条第 2 項並びに第 18 条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第 20 条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（損害賠償）

第 21 条 乙の従事者が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（契約の費用）

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第 23 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県公立大学法人契約事務取扱規程（群馬県公立大学法人規程第 26 号）の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 群馬県佐波郡玉村町大字上之手 1 3 9 5 番地 1
群馬県公立大学法人 理事長 ○○○○

乙 ○○○○
○○○○